

行政委員会委員報酬
に 関 す る 資 料

- - - 目 次 - - -

政令指定都市 行政委員会委員報酬一覧	1
政令指定都市 行政委員会別委員報酬順位	5
本市の行政委員会委員報酬一覧	7
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	9
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 の特例に関する条例	12
行政委員会の概要等	
・ 教育委員会	13
・ 選挙管理委員会	29
・ 監査委員	69
・ 人事委員会	85
・ 農業委員会	103
・ 固定資産評価審査委員会	125
参考	139

政令指定都市 行政委員会委員報酬一覧（平成22年4月現在）

	大阪市	札幌市	仙台市	新潟市	さいたま市	千葉市	川崎市
教育委員会							
委員長	月額 439,000	月額 301,000	月額 243,000	月額 143,000	月額 240,000	月額 201,000	月額 336,000
委員	月額 364,000	月額 251,000	月額 203,000	月額 123,000	月額 200,000	月額 169,000	月額 279,000
市選挙管理委員会							
委員長	月額 430,000	月額 237,000	月額 243,000	月額 120,000	月額 132,000	月額 125,000	月額 267,000
委員	月額 355,000	月額 164,000	月額 203,000	月額 90,000	月額 99,000	月額 94,000	月額 210,000
区選挙管理委員会							
委員長	月額 156,000	月額 115,000	月額 121,000	月額 60,000	月額 69,000	月額 63,000	月額 135,000
委員	月額 136,000	月額 101,000	月額 101,000	月額 45,000	月額 58,000	月額 48,000	月額 106,000
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 11,700	日額 12,500	日額 11,600	月額 45,000	日額 9,200	-	-
監査委員							
職見を有する者のうちから選任された者で、常勤の代表監査委員 ()内数値はカット後	月額 910,000 (820,000)	月額 800,000	月額 713,000 (691,610)	月額 778,000	月額 625,000	月額 680,000	月額 580,000
職見を有する者のうちから選任された者 市会議員のうちから選任された者	364,000 代表監査委員 月額 439,000 117,000	301,000 70,000	298,000 81,000	79,000 47,000	240,000 85,000	258,000 67,000	336,000 67,000
人事委員会							
委員長	月額 439,000	月額 301,000	月額 243,000	月額 143,000	月額 240,000	月額 258,000	月額 336,000
委員	月額 364,000	月額 251,000	月額 203,000	月額 123,000	月額 200,000	月額 224,000	月額 279,000
農業委員会							
会長	月額 86,000	月額 96,000	月額 78,000	月額 107,500	月額 72,000	月額 67,000	月額 42,000
会長職務代理	月額 59,000	月額 67,000	月額 71,000	月額 64,500	月額 61,300	月額 60,000	月額 -
委員	月額 51,000	月額 47,000	月額 63,000	月額 43,000	月額 53,600	月額 53,000	月額 31,000
固定資産評価審査委員会							
委員長	日額 27,400	日額 -	-	-	日額 14,000	-	-
委員	日額 21,400	日額 12,500	日額 11,600	日額 13,000	日額 13,000	日額 19,000	日額 11,000

	横浜市	相模原市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市
教育委員会						
委員長	月額 391,000	月額 168,000	月額 170,000	日額 27,000	月額 378,950	月額 355,000
委員	月額 362,000	月額 144,500	月額 140,000	日額 21,000	月額 366,350	月額 335,000
市選挙管理委員会						
委員長	月額 338,000	月額 86,000	月額 99,000	日額 27,000	月額 369,950	月額 300,000
委員	月額 280,000	月額 66,500	月額 75,000	日額 21,000	月額 357,340	月額 270,000
区選挙管理委員会						
委員長	月額 168,000	月額 60,000	月額 65,000	日額 27,000	月額 124,210	月額 121,000
委員	月額 138,000	月額 47,000	月額 50,000	日額 21,000	月額 98,110	月額 107,000
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 13,000	日額 12,500	-	日額 8,800	日額 12,600	-
監査委員						
職見を有する者のうちから選任された者で、常勤の代表監査委員 ()内数値はカット後	月額 825,000	月額 653,000 (620,000)	月額 663,000	月額 655,000	月額 704,000 (563,200)	月額 660,000 (627,000)
職見を有する者のうちから選任された者 市会議員のうちから選任された者	362,000 月額 代表監査委員 391,000 94,000	155,000 月額 代表監査委員 168,000 64,500	200,000 月額 代表監査委員 260,000 69,000	76,000 月額 公認会計士 238,000 45,000	366,350 月額 72,910	335,000円以内 代表監査委員 355,000円以内 70,000
人事委員会						
委員長	月額 391,000	月額 168,000	月額 240,000	日額 27,000	月額 378,950	月額 355,000
委員	月額 362,000	月額 144,500	月額 200,000	日額 21,000	月額 366,350	月額 335,000
農業委員会						
会長	月額 45,000	月額 86,000	月額 96,500	月額 72,000	月額 45,000	月額 74,000
会長職務代理	月額 43,000	月額 56,500	月額 55,000	月額 49,000	月額 40,500	月額 65,000
委員	月額 34,000	月額 47,500	月額 40,000	月額 41,000	月額 36,000	月額 55,000
固定資産評価審査委員会						
委員長	-	-	日額 15,500	日額 10,000	-	-
委員	日額 21,000	日額 15,000	日額 14,000	日額 9,000	日額 17,100	日額 18,000

	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
教育委員会						
委員長	月額 213,000	月額 360,000	月額 140,700	月額 300,000	月額 336,000	月額 350,000
委員	月額 175,000	月額 320,000	月額 105,800	月額 255,000	月額 298,000	月額 300,000
市選挙管理委員会						
委員長	月額 174,000	月額 320,000	月額 90,200	月額 235,000	月額 252,000	月額 255,000
委員	月額 152,000	月額 270,000	月額 56,700	月額 180,000	月額 212,000	月額 215,000
区選挙管理委員会						
委員長	月額 87,000	月額 133,000	月額 63,100	月額 125,000	月額 138,000	月額 137,000
委員	月額 76,000	月額 116,000	月額 39,700	月額 95,000	月額 114,000	月額 116,000
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	-	日額 7,000	日額 7,500	日額 -	日額 8,100	日額 11,000
監査委員						
議見を有する者のうちから選任された者で、常勤の代表監査委員 ()内数値はカット後	月額 715,000	月額 700,000	月額 596,900	月額 790,000	月額 640,000	月額 620,000
議見を有する者のうちから選任された者 市会議員のうちから選任された者	198,000 代表監査委員 227,000 66,000	320,000 代表監査委員 360,000 80,000	140,700 46,800	255,000 73,000	336,000 102,000	500,000 90,000
人事委員会						
委員長	月額 174,000	月額 360,000	月額 140,700	月額 300,000	月額 336,000	月額 350,000
委員	月額 152,000	月額 320,000	月額 105,800	月額 255,000	月額 298,000	月額 300,000
農業委員会						
会長	月額 58,000	月額 51,000	月額 61,900	月額 68,000	月額 76,000	月額 82,000
会長職務代理	月額 51,000	月額 40,000	月額 60,000	月額 56,000	月額 64,000	月額 71,000
委員	月額 41,000	月額 40,000	月額 46,800	月額 48,000	月額 54,000	月額 46,000
固定資産評価審査委員会						
委員長	-	日額 18,500	日額 18,200	-	日額 13,700	日額 13,000
委員	日額 15,000	日額 17,500	日額 11,600	日額 13,000	日額 12,400	日額 11,000

政令指定都市 行政委員会別報酬順位（平成22年4月現在）

（単位：円）

	1 位	2 位	3 位	最下位
教育委員会				
委員長	大阪市 439,000	横浜市 391,000	名古屋市 378,950	岡山市 140,700
委 員	名古屋市 366,350	大阪市 364,000	横浜市 362,000	岡山市 105,800
市選挙管理委員会				
委員長	大阪市 430,000	名古屋市 369,950	横浜市 338,000	相模原市 86,000
委 員	名古屋市 357,340	大阪市 355,000	横浜市 280,000	岡山市 56,700
区選挙管理委員会				
委員長	横浜市 168,000	大阪市 156,000	北九州市 138,000	新潟市・相模原市 60,000
委 員	横浜市 138,000	大阪市 136,000	神戸市・福岡市 116,000	岡山市 39,700
補充員	横浜市 13,000	名古屋市 12,600	札幌市・相模原市 12,500	神戸市 7,000
監査委員				
代表監査委員	大阪市 439,000	横浜市 391,000	神戸市 360,000	相模原市 168,000
委 員	福岡市 500,000	名古屋市 366,350	大阪市 364,000	浜松市 76,000
議員選任	大阪市 117,000	北九州市 102,000	横浜市 94,000	浜松市 45,000
人事委員会				
委員長	大阪市 439,000	横浜市 391,000	名古屋市 378,950	岡山市 140,700
委 員	名古屋市 366,350	大阪市 364,000	横浜市 362,000	岡山市 105,800
農業委員会				
会 長	新潟市 107,500	静岡市 96,500	札幌市 96,000	川崎市 42,000
会長職務代理	仙台市・福岡市 71,000	札幌市 67,000	京都市 65,000	神戸市 40,000
委 員	仙台市 63,000	京都市 55,000	北九州市 54,000	川崎市 31,000
固定資産評価審査委員会				
委員長	大阪市 27,400	神戸市 18,500	岡山市 18,200	浜松市 10,000
委 員	大阪市 21,400	横浜市 21,000	千葉市 19,000	浜松市 9,000

注) 浜松市は、本年4月から教育・選管・人事委員会における委員報酬を月額に改正しているため比較から除外

本市の行政委員会委員報酬等一覧

平成21年度

区 分		人数	年間活動日数 (月間活動日数)	減額措置前	減額措置後
教育委員会	委員長	1	66 (5.5)	月額 439,000	月額 417,000
	委 員	4	57 (4.8)	月額 364,000	月額 346,000
市選挙管理委員会	委員長	1	39 (3.3)	月額 430,000	月額 409,000
	委 員	3	32 (2.7)	月額 355,000	月額 337,000
区選挙管理委員会	委員長	24	36 (3.0)	月額 156,000	月額 148,000
	委 員	72	24 (2.0)	月額 136,000	月額 129,000
臨時の選挙管理委員	委 員	0	0 (0.0)	日額 11,700	日額 11,100
監査委員	代 表	0	0 (0.0)	月額 439,000	月額 417,000
	委 員	1	78 (6.5)	月額 364,000	月額 346,000
	議 選	2	54 (4.5)	月額 117,000	月額 111,000
人事委員会	委員長	1	51 (4.3)	月額 439,000	月額 417,000
	委 員	2	51 (4.3)	月額 364,000	月額 346,000
農業委員会	会 長	1	77 (6.4)	月額 86,000	月額 82,000
	会長職務代理	2	52 (4.3)	月額 59,000	月額 56,000
	委 員	16	51 (4.3)	月額 51,000	月額 48,000
固定資産評価審査委員会	委員長	1	96 (8.0)	日額 27,400	日額 26,000
	委 員	11	96 (8.0)	日額 21,400	日額 20,300

*人数及び活動日数は、平成21年度実績

*平成21年4月から平成22年3月までの期間、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例により報酬の5%の減額を行っている。

昭和 31 年 9 月 30 日

条例第 33 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(この条例の目的及び適用範囲)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、非常勤の職員で次に掲げるもの(以下職員という。)の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 教育委員会委員(教育長である者を除く。)
- (2) 選挙管理委員(地方自治法第 189 条第 3 項(同法第 252 条の 20 第 5 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により臨時に委員に充てられた補充員を含む。)
- (3) 監査委員
- (4) 人事委員会委員
- (5) 農業委員会委員
- (6) 固定資産評価審査委員会委員
- (7) 投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人
- (8) 前各号に掲げる者以外の特別職に属する者

(報酬)

第 2 条 前条第 1 号から第 7 号までに掲げる職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 前条第 8 号に掲げる職員の報酬の額は、時間を単位とする額(以下時間額という。)にあつては 1 時間当たり 10,700 円、日額にあつては 260,000 円、月額にあつては 1,300,000 円を超えない範囲内において、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤の職員の給与との権衡を考慮して市規則で定める。

(報酬の支給方法)

第 3 条 月額による報酬は、新たに職員となつた者には、その日からこれを支給し、職の異動によりその額に異動を生じた者には、その日から新たな額を支給する。ただし、その月分について現に受ける額を下ることとなる場合は、現に受ける額による。

- 2 月額による報酬を受ける職員(第 1 条第 8 号に掲げる職員を除く。)が離職し、又は死亡したときは、その月分の報酬を全額支給する。
- 3 第 1 条第 8 号に掲げる職員のうち、月額による報酬を受けるものが離職し、又は死亡したときは、その日までの報酬を支給する。ただし、特別の事情があると認められる場合は、その月分の報酬を全額支給する。
- 4 月額による報酬を受ける職員が任期満了その他の事由により離職した場合において、離職した月に再任されたときは、報酬の支給については、引き続き在職するものとみなす。
- 5 第 1 項又は第 3 項の規定により報酬を支給する場合であつて、日割計算を必要とするときは、その月の現日数を基礎としてこれを行う。ただし、第 1 条第 8 号に掲げる職員のう

ち、特に必要があると認められるものについては、その月の現日数から勤務を要しない日（所定の勤務日でない日をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎としてこれを行う。

6 日額又は時間額による報酬は、職員の勤務日数又は勤務時間数に応じて支給する。

7 日額による報酬を受ける職員が公務のため旅行した場合において、その間に勤務すべき日があるときは、報酬の支給については、その日に勤務したものとみなす。

第4条 月額による報酬は、その月分を市長の定める日に支給する。但し、毎月支給することが不適当と認められる場合は、この限りでない。

2 日額又は時間額による報酬は、市長の定める方法により支給する。

第5条 職員が離職した月に他の職員となつた場合でも、その月分の報酬を重複して支給しない。一般職に属する者その他市から給料を受ける者が離職した月に職員となつた場合においても、同様とする。

（報酬の減額）

第6条 第1条第8号に掲げる職員（市長が定める職員を除く。）の報酬については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の適用を受ける者の例により、減額することができる。

（費用弁償）

第7条 職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）の定めるところにより旅費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、職員が職務を行うために要した経費は、その実費を弁償することができる。

（施行の細目）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

2 市会議員のうちから市会において選挙する教育委員会委員の昭和31年9月分の報酬及び費用弁償については、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 昭和31年8月31日以前に給与事由の生じた職員の報酬及び費用弁償で同年9月1日以後に支払うものについては、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表(第2条関係)

区分	報酬
教育委員会	
委員長	月額 439,000 円
委員(教育長である者を除く。)	月額 364,000 円
市選挙管理委員会	
委員長	月額 430,000 円
委員	月額 355,000 円
区選挙管理委員会	
委員長	月額 156,000 円
委員	月額 136,000 円
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 11,700 円
監査委員	
識見を有する者のうちから選任された者	月額 364,000 円 ただし、代表監査委員にあつては 月額 439,000 円
市会議員のうちから選任された者	月額 117,000 円
人事委員会	
委員長	月額 439,000 円
委員	月額 364,000 円
農業委員会	
会長	月額 86,000 円
会長職務代理	月額 59,000 円
委員	月額 51,000 円
固定資産評価審査委員会	
委員長	日額 27,400 円
委員	日額 21,400 円
投票所の投票管理者	日額 12,600 円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 円
開票管理者及び選挙長	日額 10,600 円
投票所の投票立会人	日額 10,700 円 ただし、立会時間内に交替する場合に あつては、日額 10,700 円を超えない 範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 円 ただし、立会時間内に交替する場合に あつては、日額 9,500 円を超えない範 囲内において市規則で定める額
開票立会人及び選挙立会人	日額 8,800 円

○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例

平成 21 年 3 月 30 日

条例第 20 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例を公布する。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年大阪市条例第 33 号)第 1 条第 1 号から第 6 号までに掲げる職員の報酬の額は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に限り、同条例別表の規定にかかわらず、同表の規定による額からその 100 分の 5 に相当する額を減じた額(月額による報酬を受ける職員にあっては、その額に 500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円に切り上げた額、日額による報酬を受ける職員にあっては、その額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げた額)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。